



# 自然公園内の 行為規制のあらまし

くらがり渓谷／本宮山県立自然公園（岡崎市）

## はじめに

愛知県は、美しい山河、変化に富んだ海岸線など優れた自然景観に恵まれています。こうした地域を保護し、末永く後世に引き継ぐとともに、誰もが野外レクリエーションを楽しみ、動植物や地質などの自然を学ぶことができるよう指定したのが自然公園です。また、自然公園の区域には多くの野生動植物が生息・生育しており、生物多様性の保全に重要な役割を果たしています。

日本の自然公園は、土地の所有に関係なく地域を指定し、一定の公用制限のもとで風景などの保護を図る形態をとっています。しかし、地域内では林業や農業等が営まれているなど、自然公園であると同時に産業の場であり、生活の場でもあります。

したがって、景観や生物多様性の保全のためには、公園内にある国民の財産権及び各種の産業との調整を図るために、建築物の新築や土地の形状変更など一定の行為を行う場合は、許可、届出等の手続きが必要となります。

## 愛知県の自然公園

自然公園には、国立公園、国定公園及び県立自然公園の3種類がありますが、愛知県には、4つの国定公園と7つの県立自然公園が指定されており、県土の約17.2%を占めています。

### 国定公園

公園名	指定等年月日	関係市町村名	区域面積(ha)
三河湾	S33.4.10 指定 H2.9.6 再検討 H10.10.28 点検 H16.2.27 点検	豊橋市、岡崎市、豊川市、西尾市、蒲郡市、田原市、南知多町、美浜町、幸田町の各一部	9,457
飛騨木曽川	S39.3.3 指定 S63.11.11 再検討 H18.12.26 点検	犬山市の一部	3,661
天竜奥三河	S44.1.10 指定 H7.12.11 再検討 H25.2.28 点検	豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村の各一部	14,959
愛知高原	S45.12.28 指定 S63.11.11 再検討 H22.10.26 点検	瀬戸市、春日井市、豊田市、小牧市、新城市、設楽町の各一部	21,740
計		18市町村	49,817

### 愛知県立自然公園

公園名	指定等年月日	関係市町村名	区域面積(ha)
渥美半島	S43.5.1 指定 H10.10.28 再検討	田原市の一部	12,556
南知多	S43.5.1 指定 H16.2.27 再検討	西尾市、常滑市、知多市、南知多町、美浜町、武豊町の各一部	8,649
段戸高原	S44.3.14 指定 H16.12.24 再検討	設楽町の一部	3,781
振草渓谷	S44.3.14 指定 H13.10.9 再検討	東栄町の一部	2,198
本宮山	S44.3.14 指定 H2.5.7 再検討 H26.3.25 点検	岡崎市、豊川市、新城市的各一部	7,302
桜淵	S44.3.14 指定 S63.4.22 再検討 H16.12.24 点検	新城市的一部	2,517
石巻山多米	S44.3.14 指定 H3.4.8 再検討 H28.3.15 点検	豊橋市の一部	2,061
計		13市町村	39,064

(平成31年3月31日現在)

## 規制を受ける行為

自然公園は、地域の自然環境を守る観点から、特別地域（特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域）、普通地域に区分され、地域ごとに規制を受ける行為が定められています。

（根拠法令：国定公園…自然公園法 県立自然公園…愛知県立自然公園条例）

地種区分	地域説明	規制内容
特別地域	公園の中で最も中心となる景観地であり、現状維持を原則とする地域（県立自然公園には指定制度がない）	許可制 (原則として開発不可)
	特別保護地区に準ずる地域で、現在の景観を極力維持する必要のある地域	
	良好な自然状態を保持している地域で、農林漁業との調和を図りながら、自然景観の保護に努めることが必要な地域	許可制
	特別地域の中では風致を維持する必要が比較的低い地域であり通常の農林漁業活動については風致の維持に影響を及ぼすおそれがない地域	許可制
普通地域	特別地域と一体的に風景の保護を図ることが必要な地域	事前届出制

## 特別地域

次の行為について愛知県知事の許可が必要となります。

- ① 工作物（建築物、車道等）の新築、改築、増築
- ② 木竹の伐採
- ③ 指定区域内における木竹の損傷
- ④ 鉱物の掘採・土石の採取
- ⑤ 河川・湖沼等の水位・水量の増減
- ⑥ 指定湖沼・湿原等への汚水・廃水の排出
- ⑦ 広告物等の設置・掲出・表示
- ⑧ 屋外での土石その他指定物の集積・貯蔵
- ⑨ 水面の埋立・干拓
- ⑩ 土地の開墾・形状変更
- ⑪ 指定高山植物等の採取・損傷
- ⑫ 指定した植物の植栽等
- ⑬ 指定動物の捕獲・殺傷、卵の採取、損傷
- ⑭ 指定区域内における指定動物の放出（家畜の放牧を含む）
- ⑮ 屋根・壁面・鉄塔等の色彩の変更
- ⑯ 指定湿原等への立入り
- ⑰ 指定区域（遠州灘海岸（豊橋市及び田原市））内における車馬・動力船の使用、航空機の着陸

※ 枯損木の伐採、森林保育のための間伐、下刈等通常の管理行為や軽易な行為と認められる行為等は許可を必要としない場合があります。詳細は東三河総局・新城設楽振興事務所・県民事務所（以下、「県民事務所等」という。）の環境保全課や市町村窓口までご確認ください。  
※ ③⑥⑫⑬⑭⑯について、愛知県内には区域・動物等の指定はありません。

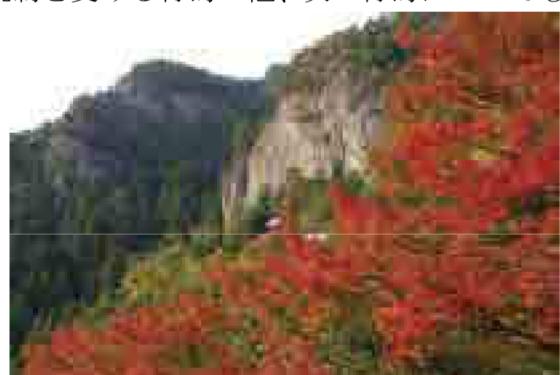


渥美半島海食崖／三河湾国定公園（田原市）

## 特別保護地区

特別保護地区は、原生的な自然景観を有する地域や動植物の重要な生息地、特異な地形地質を有する地域等であり、最も厳格な規制がされています。特別地域内で規制を受ける行為の他、次の行為についても愛知県知事の許可が必要となります。

- ① 木竹の損傷
- ② 木竹の植栽
- ③ 動物の放牧（家畜の放牧を含む。）
- ④ 屋外での物の集積・貯蔵
- ⑤ 火入れ・たき火
- ⑥ 植物の採取・損傷、落葉・落枝の採取
- ⑦ 植物の植栽等
- ⑧ 動物の捕獲・殺傷、卵の採取、損傷
- ⑨ 道路及び広場以外での車馬・動力船の使用、航空機の着陸



鳳来寺山／天竜奥三河国定公園（新城市）

## 普通地域

次の行為について愛知県知事への事前の届出が必要となります、特に風景の保護を図る上で必要な場合には、行為の禁止や制限が加えられます。

また、原則届出をした日から 30 日以上経過しなければ行為に着手できません。

- ① 一定規模以上の工作物（例：高さ 13m 又は延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>を超える建築物、長さ 70m を超える送水管、高さ 30m を超える鉄塔（風力発電施設を含む）、水平投影面積 1000 m<sup>2</sup>を超える太陽光発電施設等）の新築、改築、増築
- ② 特別地域内の河川・湖沼等の水位・水量の増減
- ③ 広告物等の設置・掲出・表示
- ④ 水面の埋立・干拓
- ⑤ 一定規模以上の鉱物の掘採・土石の採取（面積 200 m<sup>2</sup>を超えるもの又は高さ 5m を超える法を生じるもの）
- ⑥ 一定規模以上の土地の形状変更（面積 200 m<sup>2</sup>を超えるもの又は高さ 5m を超える法を生じるもの）

## 許可の基準

特別地域の許可の基準は、国定公園については自然公園法施行規則第 11 条に、県立自然公園については愛知県立自然公園条例施行規則第 13 条に定められています。自然環境への影響が著しいなど一定の限度を超える行為については許可できないものもありますので、あらかじめ県民事務所等の環境保全課や市町村の窓口までご相談ください。特別地域における主な規制の例は次のとおりです。

行為の名称	許可の基準等（一部抜粋・要点）																
建築物の新・改・増築	<ul style="list-style-type: none"><li>○特別保護地区、第 1 種特別地域内等で行われるものでないこと（既存の建築物の改築等又は学術研究その他公益上必要と認められる建築物等は除く）。</li><li>○色彩及び形態が周囲の風致景観と著しく不調和でないこと。</li><li>○高さ 13m（分譲地内の建築物については 10m）以下であること。</li><li>○地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から 5m 以上離れていること。</li><li>○公園事業道路等の路肩から 20m 以上、それ以外の道路の路肩から 5m 以上離れていること。建築物にかかる土地の勾配が 30% を超えないこと。</li><li>○建ぺい率、容積率がそれぞれ次に示す割合以下であること。</li></ul>																
<table border="1"><thead><tr><th>地種区分と敷地面積の区分</th><th>建ぺい率</th><th>容積率</th></tr></thead><tbody><tr><td>第 2 種特別地域：敷地面積 500 m<sup>2</sup>未満</td><td>10%</td><td>20%</td></tr><tr><td>第 2 種特別地域：敷地面積 500 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満</td><td>15%</td><td>30%</td></tr><tr><td>第 2 種特別地域：敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>以上</td><td>20%</td><td>40%</td></tr><tr><td>第 3 種特別地域</td><td>20%</td><td>60%</td></tr></tbody></table>			地種区分と敷地面積の区分	建ぺい率	容積率	第 2 種特別地域：敷地面積 500 m <sup>2</sup> 未満	10%	20%	第 2 種特別地域：敷地面積 500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	15%	30%	第 2 種特別地域：敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	20%	40%	第 3 種特別地域	20%	60%
地種区分と敷地面積の区分	建ぺい率	容積率															
第 2 種特別地域：敷地面積 500 m <sup>2</sup> 未満	10%	20%															
第 2 種特別地域：敷地面積 500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	15%	30%															
第 2 種特別地域：敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	20%	40%															
第 3 種特別地域	20%	60%															
<ul style="list-style-type: none"><li>○建築面積が 2,000 m<sup>2</sup> 以下であること。</li></ul>																	
<p>※ その他山稜線を分断しないなど自然景観を保全するための制限がある。</p>																	
工作物の新・改・増築	<ul style="list-style-type: none"><li>○特別保護地区内等で行われるものでないこと。</li><li>○土地の形状を変更する規模が必要最小限であること。</li><li>○風力発電施設や太陽光発電施設等については、新築等の行為に伴う支障木の伐採が僅少であること。</li></ul>																
<p>※ その他工作物の種類ごとに、山稜線を分断しないなど自然景観を保全するための制限がある。</p>																	
木竹の伐採	<p>第 1 種特別地域においては、単木抾伐法によること。</p> <p>第 2 種特別地域においては、原則として抾伐法によること。</p>																
鉱物の掘採・土石の採取	<p>露天掘りによる鉱物の掘採・土石の採取は原則認められない。</p>																
屋外での土石その他 指定物の集積・貯蔵	<p>特別保護地区内で原則行われるものでないこと。</p> <p>特別地域においては、廃棄物の集積・貯蔵は認められない。</p>																
広告物の掲出、設置又は表示	<ul style="list-style-type: none"><li>色彩及び形態が周囲の風致景観と著しく不調和でないこと。</li><li>広告物の目的により、表示面積、高さ、設置場所、光源などの制限がある。</li></ul>																
土地の形状変更	<p>集団的に建築物その他の工作物を設置する目的で敷地を造成する行為、土地を階段状に造成（ヒナ段式敷地造成）する行為、ゴルフ場の造成及び廃棄物の埋立による土地の形状変更は認められない。</p>																

※このほかにも行為毎に詳細な基準があります。詳細は県民事務所等までご確認ください。

## 自然環境等調査等

次の行為については、事前に開発予定地の植生、動物等自然環境の四季を通じた現況等の調査が必要となります。そしてこの調査結果及び保全対策をふまえた開発計画を作成するとともに、許可申請又は届出時に調査報告書を提出してください。また、1ヘクタール以上の土地の形状変更等については届出書等に緑地の確保に関する計画も記載して下さい。

- ① 特別地域内では1ヘクタール以上、普通地域内では10ヘクタール以上となる大規模な開発行為
- ② 特別地域内で延長2キロメートル以上若しくは幅員10メートル以上となる道路の新築
- ③ その他 自然公園区域に与える影響が著しいと予想される行為（風力発電施設の新築等）

## 手続の流れ

### 許可申請書や届出書の様式

許可申請書や届出書は、県民事務所等の環境保全課や市町村窓口に備えてあります。これらは、行為の種類等により異なりますので注意してください。

県公式サイト「あいちの環境」（下記URL）から様式のダウンロードも可能です。なお、届出の様式については、お手数ですが、各行為に対応する特別地域内行為許可申請書の様式を準用してください。

様式ダウンロード URL ⇒ <http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sizen-ka/jigyo/todokede/yousikinp.html>

### 添付が必要な図面

原則として次の図面が必要となりますが、行為の種類によっては必要な図面もあります。

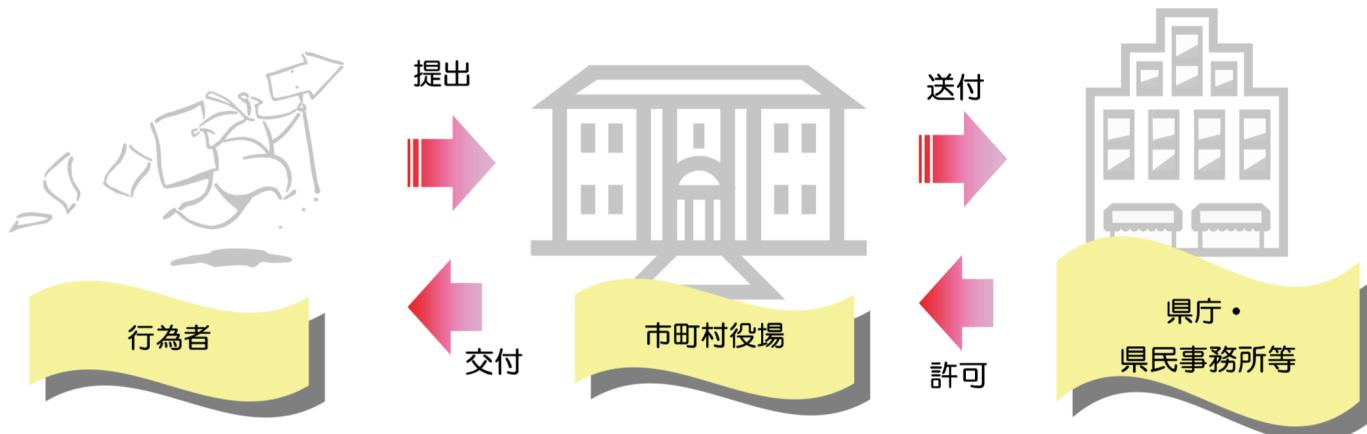
地形図	行為の場所を明らかにした縮尺1/25,000以上のもの
概況図	行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000以上のもの
カラー写真	行為地全体の景色を写したものと行為地を近くから写したもので撮影箇所を明らかにしたもの
平面図・立面図・断面図・構造図、意匠配色図	行為の施行方法を明らかにした縮尺1/1,000以上のもの
修景計画図	植栽（樹種、樹齢、樹高等）その他修景の方法を明らかにした縮尺1/1,000以上のもの

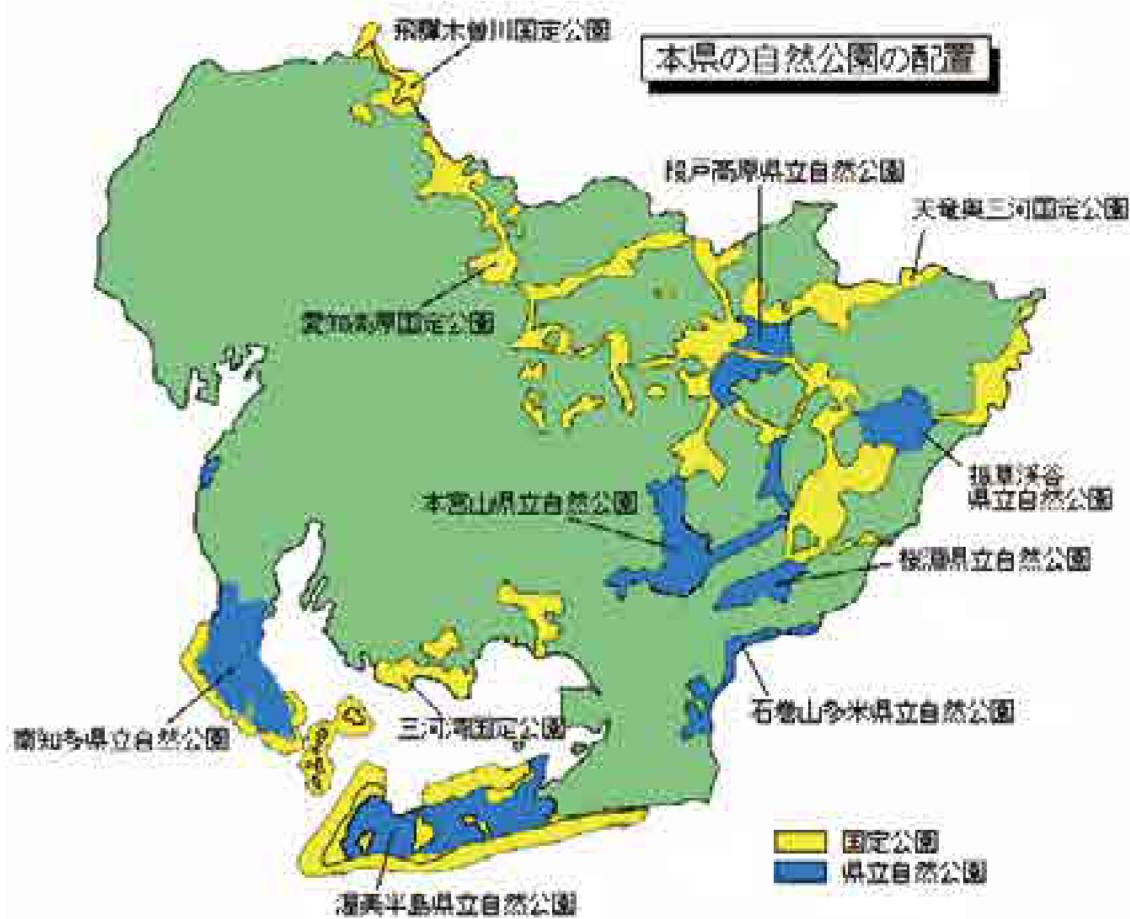
※このほか土地使用承諾書の写しや行為地の地番の位置・区域が確認できる資料（公図の写し等）、他法令の手続きを明らかにした書面が必要な場合もあります。

### 許可申請書や届出書の提出先

書類については行為地を所管する市町村役場に提出してください。提出部数は原則2部ですが、大規模な行為などでは3部又は4部必要となる場合があります。

また、申請書の不備等がある場合は修正に期間を要することがありますので、できるだけ早めに（おおむね行為着手予定日約2ヶ月前）提出してください。不明な点については、許可申請書又は届出書の提出の前に行行為地を所管する県民事務所等の環境保全課又は該当する市町村窓口にご相談ください。





※ 区域の確認は、必ず行方地を所管する県民事務所等の環境保全課や市町村にお問い合わせください。  
 (概略はマップあいちの「愛知県自然公園情報マップ」で確認できますが、縮尺等の都合により誤差  
 が生じている箇所があります。)  
 マップあいち URL ⇒ <http://maps.pref.aichi.jp/>

#### 自然公園についての問い合わせ先

問い合わせ機関名	住 所	電話番号	所管市町村
環境局環境政策部自然環境課 (調整・施設・自然公園グループ)	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6227 (FAX 052-963-3526)	
東三河総局 県民環境部 環境保全課	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4	0532-35-6113 (FAX 0532-56-5188)	豊橋市、豊川市、 蒲郡市、田原市
新城設楽振興事務所 環境保全課	〒441-1365 新城市字石名号 20-1	0536-23-2117 (FAX 0536-22-2316)	新城市、設楽町、 東栄町、豊根村
尾張県民事務所 環境保全課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7211 (代) (FAX 052-961-7285)	瀬戸市、春日井市、 犬山市、小牧市
知多県民センター 環境保全課	〒475-8501 半田市出口町 1-36	0569-21-8111 (代) (FAX 0569-31-1331)	常滑市、知多市、南知 多町、美浜町、武豊町
西三河県民事務所 環境保全課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	0564-23-1211 (代) (FAX 0564-26-2228)	岡崎市、西尾市、 幸田町
豊田庁舎 豊田加茂環境保全課	〒471-8503 豊田市元城町 4-45	0565-32-7494 (FAX 0565-32-3975)	豊田市

令和元年8月発行 愛知県環境局環境政策部自然環境課 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 Tel:052-954-6227

地理のいのち、つないでいくこう

生物多様性